

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 4 月 24 日（金）第3104号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告 示

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| ○歳入の徴収事務の委託   | （生活・文化課取扱い）     | 1 |
| ○計量器の定期検査の実施（2件）                                      | （商工政策課取扱い）      | 1 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新  | （食の安全推進課取扱い）    | 3 |
| ○基本測量の終了  | （監理課取扱い）        | 3 |
| ○公共測量の終了  | （監理課取扱い）        | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（9件） | （鹿児島地域振興局取扱い）   | 4 |
|   | （南薩地域振興局取扱い）    | 4 |
|   | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 4 |
|   | （大隅地域振興局取扱い）    | 5 |
| 公 告   |                 |   |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告                                | （商工政策課取扱い）      | 6 |
| 公 安 委 員 会 公 告   |                 |   |
| ○警備業施設警備業務1級検定実施公告                                    | （生活安全企画課取扱い）    | 7 |
| 正 誤   |                 |   |
| ○鹿児島県公報第3074号（平成27年1月9日付け）の一部訂正（※）                    | （選挙管理委員会取扱い）    | 9 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第435号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類  
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）別表に定める駐車場使用料
- 2 委託の相手方  
鹿児島市西田三丁目10番25号  
東洋警備株式会社
- 3 委託期間  
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで

## 鹿児島県告示第436号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成27年5月26日	10：00～15：00	瀬戸内町	せとうち海の駅
平成27年5月27日	9：00～10：00	瀬戸内町	生間待合所
平成27年5月27日	11：00～14：00	瀬戸内町	瀬相待合所
平成27年5月28日	10：00～15：00	瀬戸内町	せとうち海の駅
平成27年5月29日	10：00～15：00	瀬戸内町	せとうち海の駅
平成27年6月1日	10：30～12：00	宇検村	阿室いこいの家
平成27年6月1日	13：30～15：00	宇検村	名柄公民館
平成27年6月2日	10：30～11：30	宇検村	久志公民館
平成27年6月2日	13：00～15：30	宇検村	元気の出る館
平成27年6月4日	10：00～12：00	大和村	大和村老人福祉センター
平成27年6月4日	13：30～15：00	大和村	大和村体育館
平成27年6月5日	10：00～15：00	大和村	大和村体育館
平成27年6月9日	10：00～12：00	龍郷町	円公民館
平成27年6月9日	13：30～15：00	龍郷町	赤尾木公民館
平成27年6月10日	10：00～15：00	龍郷町	浦生活館
平成27年6月11日	10：00～15：00	龍郷町	浦生活館
平成27年6月17日	9：30～12：00	喜界町	白水町民集会所
平成27年6月17日	13：00～16：30	喜界町	喜界町体育館
平成27年6月18日	9：00～16：30	喜界町	喜界町体育館
平成27年6月24日	10：00～15：00	奄美市	節田生活館
平成27年6月25日	10：00～12：00	奄美市	笠利三区公民館
平成27年6月25日	13：30～15：00	奄美市	笠利中央公民館
平成27年6月26日	10：00～15：00	奄美市	笠利中央公民館
平成27年7月1日	10：00～12：00	奄美市	東城コミュニティセンター
平成27年7月1日	13：30～15：00	奄美市	市集会場
平成27年7月2日	10：00～15：00	奄美市	住用中央公民館
平成27年7月6日	10：00～11：30	奄美市	根瀬部地区集会場
平成27年7月6日	13：00～15：00	奄美市	知名瀬地区集会場
平成27年7月7日	10：00～12：00	奄美市	小宿地区集会場
平成27年7月7日	13：30～15：00	奄美市	朝仁児童館
平成27年7月8日	10：00～12：00	奄美市	名瀬勝地区集会場
平成27年7月8日	13：30～15：30	奄美市	西仲勝集会場
平成27年7月9日	10：00～11：30	奄美市	芦花部地区集会場
平成27年7月9日	13：00～15：30	奄美市	有屋地区集会場
平成27年7月10日	10：00～12：00	奄美市	大島支庁計量検定センター
平成27年7月10日	13：30～15：30	奄美市	奄美市地方卸売市場
平成27年7月14日	9：30～15：30	奄美市	奄美市自治会館
平成27年7月15日	9：30～15：30	奄美市	奄美市自治会館
平成27年7月16日	9：30～15：30	奄美市	奄美市自治会館
平成27年7月17日	9：30～15：30	奄美市	奄美市自治会館

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

## 3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特

定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成27年 5 月 26 日から平成28年 2 月 29 日までとする。

### 鹿児島県告示第437号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成27年 6 月 1 日	10：00～12：00	いちき串木野市	生福交流センター
平成27年 6 月 1 日	13：30～15：00	いちき串木野市	羽島交流センター
平成27年 6 月 2 日	10：00～15：00	いちき串木野市	いちきアクアホール
平成27年 6 月 3 日	10：00～15：00	いちき串木野市	照島交流センター
平成27年 6 月 4 日	10：00～15：30	いちき串木野市	市民文化センター
平成27年 6 月 5 日	10：00～15：30	いちき串木野市	市民文化センター

#### 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

#### 3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

#### 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成27年 6 月 1 日から平成28年 2 月 29 日までとする。

### 鹿児島県告示第438号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1267号	平成33年 5 月 25 日	魚かす粉末	6－15魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量15.0	該当なし	株式会社 窪田商店	鹿児島市 城南町19 番10号

### 鹿児島県告示第439号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から平成26年10月10日鹿児島県告示第985号で告示した基本測量の実施は、平成27年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、鹿児島市長から平成26年11月25日鹿児島県告示第1098号で告示した公共測量の実施は、平成27年 2 月 27 日終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月24日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
学校法人日章学園障害福祉サービス事業所	日置市伊集院町清藤1938番地	学校法人日章学園	宮崎市丸島町2番36号	後藤 洋一	平成27年4月1日	就労移行支援

## 南薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月24日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 慈生園	南九州市顛娃町別府4710番地6	社会福祉法人更生会	南九州市顛娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成27年4月1日	自立訓練（生活訓練）

## 始良・伊佐地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月24日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターワークショップゆうすい	始良郡湧水町北方808番地1	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成27年4月1日	生活介護・就労移行支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月24日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定共同生活援助事業所ネクステージ	霧島市隼人町住吉56番地	合同会社イノベーションカンパニー	伊佐市大口上町14番地12	緒方 大地	平成27年4月1日	共同生活援助

## 始良・伊佐地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 4 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆずりは	伊佐市大口大田 138番地 3	社会福祉法人慈和会	伊佐市大口大田 132番地	永田 公子	平成27年 4 月 1 日	共同生活 援助

## 大隅地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケア 2 4 なの はな	鹿屋市上野町 4824番地 3	合同会社ライフ デザイン	鹿屋市上野町 4826番地 5	山元 邦明	平成27年 4 月 1 日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護

## 大隅地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援 A 型エバーサンク ス!	鹿屋市田崎町 2812番地 1	かのや福祉労働 株式会社	鹿屋市田崎町 2266番地 2	田嶋 光治	平成27年 4 月 1 日	就労継続 支援 A 型

## 大隅地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
未来の種	鹿屋市吾平町下 名998番地 1	合同会社ソーシ ャルベンチャー SPACE	肝属郡肝付町後 田9216番地	前田 昌文	平成27年 4 月 1 日	就労継続 支援 A 型

## 大隅地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月24日

大隅地域振興局長 酒匂 司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カーリアベース かのや	鹿屋市大手町2 番17号鏡堂ビル B号室	アレグリアファ ーム株式会社	鹿屋市大手町2 番17号	原田 幸二	平成27年 4月1日	就労継続 支援B型

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年4月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年4月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ・ケーズデンキ  
伊佐市大口里722番1 外14筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - ア 変更前 ドラッグストアモリ大口店  
伊佐市大口里722番1 外8筆
    - イ 変更後 ドラッグストアモリ・ケーズデンキ  
伊佐市大口里722番1 外14筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 変更前 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
    - イ 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前 1,430平方メートル
    - イ 変更後 2,960平方メートル
  - (4) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 変更前 建物東側 98台
    - イ 変更後 建物敷地中央 142台
  - (5) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 変更前 建物南側 41台
    - イ 変更後 第1駐輪場 A棟東側 41台  
第2駐輪場 B棟北側 17台

- (6) 荷さばき施設の位置及び面積
- ア 変更前 建物北西側 26平方メートル
  - イ 変更後 荷さばき施設 1 A棟北西側 26平方メートル  
荷さばき施設 2 B棟西側 88平方メートル
- (7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ア 変更前 建物北西側 11立方メートル
  - イ 変更後 廃棄物等保管施設 1 A棟北西側 11立方メートル  
廃棄物等保管施設 2 B棟内西側 14立方メートル  
廃棄物等保管施設 3 B棟内西側 14立方メートル  
廃棄物等保管施設 4 B棟内西側 14立方メートル
- (8) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 変更前 24時間営業
  - イ 変更後
    - (㍑) 株式会社ドラッグストアモリ 24時間営業
    - (㍒) 株式会社九州ケーズデンキ 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ア 変更前 午前9時から午後10時まで
  - イ 変更後 荷さばき施設 1 午前9時から午後10時まで  
荷さばき施設 2 午前9時から午後5時まで
- 3 変更年月日
- (1) 2の(1)及び(2) 平成27年3月31日
  - (2) 2の(3), (4), (5), (6), (7), (8)及び(9) 平成27年12月1日
- 4 届出年月日
- 平成27年3月31日

## 公安委員会公告

### 警備業施設警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。  
平成27年4月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分
- 施設警備業務1級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時  
平成27年7月25日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち，次のいずれかに該当するもの
- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
  - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として，都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## 4 検定方法及び内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

- ア 期間  
平成27年5月26日（火）から同年6月5日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで

## (2) 提出書類

- ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- オ 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- カ 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通

## (3) 申請先及び申請方法

- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）

## 6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先



鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話 099-206-0110（内線3032・3033）

**正 誤**

平成27年1月9日付け鹿児島県公報第3074号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
16	下から7行目	平成24年12月21日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第81号	平成25年12月20日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第48号